

ほう素、ふっ素、硝酸性窒素等に係る 暫定排水基準見直しについて



2022年3月23日に環境省で中央環境審議会水環境・土壌農薬部会が開催され、その中で、2022年6月末に適用期限を迎えるほう素、ふっ素、硝酸性窒素等に係る暫定排水基準見直し(案)についての検討が行われました。

2001年7月にほう素、ふっ素、硝酸性窒素等において一律排水基準が設定されましたが、その時点で直ちに基準を達成することが困難であると認められた40業種について、暫定排水基準が設定されています。その後、3年ごとの見直しを経て、現在11業種について暫定排水基準が適用されています。

今回の見直し案では、馬房施設を有する畜産業、酸化コバルト製造業、下水道業(モリブデン又はジルコニウム化合物製造業からの排水を受け入れているもの)の硝酸性窒素等については一般排水基準へ移行、残る業種・項目については暫定排水基準値を強化または現行のまま延長するというものです。

また、パブリックコメントの実施結果では、排水量が多いスーパー銭湯等を含めた浴場業を追加して幅広い業種へ見直す必要性、基準値に近づける為の処理施設でのコスト面の問題、畜産業や工業、下水道へのさらなる暫定排水基準強化等の意見が挙げられていました。

今後、同部会で得られた意見等を踏まえ、改正省令の公布、2022年7月1日から施行の流れとなります。

当社では、ほう素、ふっ素、硝酸性窒素等を始め、多くの排水項目の分析について長年の実績があります。ご不明な点等ありましたら、是非一度お問い合わせ下さい。

資料 [2022年3月23日付 環境省中央環境審議会水環境・土壌農薬部会\(第4回\)資料](#)

環境検査箇所 鶴谷佳代

